

川崎市議会議長 浅野文直様

平成26年10月3日

リニア新幹線を考える 高津・中原・宮前・麻生・多摩の会
宮前区馬絹1397-3 共同代表 山本太三雄

リニア新幹線工事、発生土(残土)置き場と処理費用の明確化
及び発生土置き場のアセス追加実施等を求める陳情

陳情の要旨

平成26年8月のJR東海の評価書で発生土の処理等について、回答があった(注1)が川崎市内での発生土置き場や実施内容が明確になっていない。発生土置き場など速やかに明確にし、追加で市条例対象アセスを実施する事などの陳情をしますので宜しくお願いします。

具体的な陳情の内容

- ①発生土置き場の明確化と市条例対象のアセスの追加実施
- ②仮置き場なのか永久置き場なのか明確にする事、市内には永久の置き場所を作らせない事
- ③関係する住民への説明とご意見を伺う機会を設けていく。とあるが
「住民の了解を得る」ことを追加する事
- ④今回の工事はJR東海の費用で実施することになっており、川崎市の税金はいっさい使用しない事

(注1) 中央新幹線(東京都・名古屋市間)法対象条例環境影響評価書【川崎市】平成26年8月 JR東海
第1章 法対象事業の概要 1-7 法対象事業の内容
1-7-5 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

(4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理等・・・1-23 (添付資料参照)

陳情の内容に関する本文の抜粋

- ①新たに発生土置き場等が必要となる場合には、・・・関係市町村の協力を得て選定して・・・
場所の選定にあたっては・・・関係法令に基づいて・・・川崎市と協議を行いつつ・・・
- ②工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に有効なり面への播種や緑化を実施する。
- ③関係する住民への説明とご意見を伺う機会を設けていく。

陳情の理由

立坑予定地及び周辺等でのアセスは川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年12月24日条例第48号)に基づき、実施されているが、運び先である発生土置き場等での影響がまったく評価されていないため